

公益財団法人医学教育振興財団会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人医学教育振興財団定款第44条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(一般会員の会費)

第3条 一般会員の年会費は、45万円とする。

(賛助会員の会費)

第4条 賛助会員の年会費は、種別に応じ次の各号のとおりとする。

(1) 団体 1口年 30万円

(2) 個人 1口年 10万円

2 賛助会員は年会費を毎年5月末までに納入するものとし、事業年度開始後入会する場合は、入会申込と同時に納入するものとする。

3 賛助会員が退会した場合は、既納の会費は返還しない。

(会費の用途)

第5条 第3条及び第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第6条 賛助会員は、所定の届出により退会することができる。

(名誉会員)

第7条 財団に名誉会員を置く。

2 名誉会員は財団に特に功労のあった者で理事会の決議をもって推薦された者とする。

(改廃)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。